

若者の人材育成に取り組む事業主の皆様を支援します！

若者チャレンジ奨励金 (若年者人材育成・定着支援奨励金)

35歳未満の非正規雇用の若者を、自社の正社員として雇用することを前提に、自社内での実習(OJT)と座学(OFF-JT)を組み合わせた訓練(若者チャレンジ訓練)を実施する事業主の方に、奨励金を支給します。

◎ 訓練奨励金: 訓練実施期間中に訓練受講者1人1月あたり15万円

◎ 正社員雇用奨励金: 訓練終了後、訓練受講者を正社員として雇用した場合に、1人あたり1年経過時に50万円、2年経過時に50万円(計100万円)

※ 派遣先事業主の方が、派遣元事業主の方と訓練実施計画を共同で作成し、紹介予定派遣により受け入れる派遣労働者を自社の正社員として雇用することを前提に訓練を実施する場合は、派遣先事業主の方に奨励金を支給します。

若者チャレンジ訓練の対象となる者

35歳未満の若者であって、以下のいずれにも該当する者

- ◎ 過去5年以内に訓練を実施する分野で正社員として概ね3年以上継続して雇用されたことがない者等であって、登録キャリア・コンサルタント※により、若者チャレンジ訓練へ参加することが適当と判断され、ジョブ・カードの交付を受けた者
- ◎ 訓練を実施する事業主と期間の定めのある労働契約を締結する者等

※ ジョブ・カードを交付することができるキャリア・コンサルタントとして厚生労働省又は登録団体に登録された者です。

若者チャレンジ訓練の主な要件

- 自社内での実習(OJT)と座学(OFF-JT)を組み合わせた訓練であって、全体の訓練時間に占めるOJTの割合が1割以上9割以下であること。
- 1か月あたりに換算した訓練時間数が130時間以上であること。
- 訓練受講者の訓練期間中の主要な労働条件(就業時間、休日及び賃金形態)が訓練受講者を正社員として雇用する場合と同じであること。(※派遣先事業主の方の場合は一部要件が異なります。)
- 訓練の実施期間が3か月以上2年以下であること。(※派遣先事業主の方の場合は一部要件が異なります。)
※ 自社内での実習(OJT)と自社の従業員を講師として行う座学(OFF-JT)を実施できる時間は合わせて1920時間(1年相当)となるため、1920時間(1年相当)以上の訓練を実施する場合は、1920時間(1年相当)を超える部分について、外部の教育訓練機関または外部の講師を活用してOFF-JTを実施する必要がありますので、注意してください。
- 実習(OJT)と座学(OFF-JT)のそれぞれについて、訓練科目名、実施内容、実施時間等が明確に示された訓練カリキュラムを作成すること。
- ジョブ・カード様式4(評価シート)を作成し、当該評価シートにより訓練受講者の職業能力評価を行うこと。

※ 奨励金の支給を受けようとする事業主の方は、以上の要件等に該当する訓練の実施計画を作成し、労働局長の確認を受けた上で、当該訓練実施計画に基づき訓練を実施する必要があります。

なお、OJTとOFF-JTの両方またはどちらか一方について、実際に訓練を実施した時間数が、計画した時間数の8割を下回る場合は、奨励金は支給されません。

(※この他にも奨励金が支給されない場合や減額して支給される場合があります。詳細は別パンフレット等をご覧ください。)

- 平成25年度末までの時限措置です。また、予算額の範囲内での支給となりますので、予算額に達した場合には申請の受付を中止しますので、あらかじめご了承ください。



若者の採用・育成に積極的な中小・中堅企業の皆さま

「若者応援企業宣言」をしませんか？

「若者応援企業宣言」とは...

○一定の労務管理の体制が整備されており、若者(35歳未満)のための求人を提出し、若者の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小・中堅企業を「若者応援企業」として、積極的に厚生労働省・東京労働局・ハローワークがPR等を行う事業です。

【中小・中堅企業の側】
大企業のように個別にPR
することが難しい

【若者(学生)の側】
大手志向が強く、中小・中堅
企業の情報が乏しい

「若者応援企業宣言」をすると、こんなメリットが...

都内ハローワーク
東京労働局が
積極的に御社をPR !!

- ①若者が安心して応募ができ、職場定着が期待できます
- ②御社の魅力をアピールできます
- ③就職面接会などへ参加機会が増加します
- ④「若者応援企業」として東京労働局HPにリンクされます
(PRシートの公開、対象求人へのリンクも！)

「若者応援企業宣言」をするための条件は...

- ① 「学卒求人」や「35歳未満求人」などの正社員求人をハローワークに提出すること。
※派遣求人(特定労働者派遣求人は除く)や請負求人は対象となりません。
- ② 「若者応援企業」の事業目的に賛同すること。
- ③ 「就職関連情報を開示」すること。(新卒採用・定着状況、キャリア教育、有給取得など)
- ④ 「労働関係法令違反」をしていないこと。
- ⑤ 「事業主都合による解雇」または「退職勧奨」をしていないこと。
- ⑥ 「新規学卒者の採用内定取消」をしていないこと。
- ⑦ 「助成金の不支給措置」を受けていないこと。

「若者応援企業宣言」の手続き...

ハローワークへ

① 求人提出

② 「宣言基準」の確認

③ 若者応援企業宣言

【求人票】
学卒求人
35歳未満求人

+

宣言書

+

事業所
PRシート